

令和2年11月25日

第29回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 29 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和2年11月25日(水) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 6 号 農地法第4条の規定による届出について
- 議案第 7 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

3 番 今 村 秀 一

1 欠席委員

3 1 番 塚 田 幸 美

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

臨時的任用職員

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

中 林 美沙樹

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第29回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「6番委員」と「10番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、4番から7番は借人の変更で、備考欄に記載のとおり議案第1号で新たな借人についてご審議いただくこととしています。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、4件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) なお、本案件は売りのあっせんに出された農地でしたが、再生費用が約30万円必要なこと、譲渡人が畑かんの賦課金や固定資産税の支払いを続けるより、お金はいらないので手放したいとのことから贈与で合意されたものです。 また、4番については認定農業者認定審査会が12月9日に開催され、認定される見込みです。 以下については、お目通しください。

議長

今月の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は議案書の4ページから36ページまでの121件で、うち新規が117件、再設定が4件となっています。

また、1件は農地中間管理事業で重複しています。

それでは、議案書の4ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、36ページの総合計は206筆、23万8,891㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、205筆、23万6,192㎡となっています。

また、40番、41番、120番、121番につきましては、農地中間管理事業で借人が変更となったため、前借人の残期間が設定年数となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から7ページ8番

委員
議長

委員
議長

8 番委員

事務局
8 番委員
議長
委員
議長

委員
議長

までをご審議願います。

これにつきましては、会議規則第 25 条の規定に基づき、11 番委員の退席を求めます。

(11 番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番から 8 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番から 8 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11 番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の 9 番から 11 ページ 23 番までをご審議願います。

これにつきましても、会議規則第 25 条の規定に基づき、19 番委員の退席を求めます。

(19 番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

23 番について、前作の片づけをするため使用貸借となっていますが、何があったのですか。

ビワのハウスがあり、その処分のためです。

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 1 号のうち、利用権設定分の 9 番から 23 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 9 番から 23 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19 番委員の復席確認)

次に、利用権設定分の 24 番から 14 ページ 36 番までをご審議願います。

これにつきましても、会議規則第 25 条の規定を準用し、28 番委員の退席を求めます。

委員 議長	(28番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の24番から36番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の24番から36番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(28番委員の復席確認) 次に、利用権設定分の37番をご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、30番委員の退席を求めます。
委員 議長	(30番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の37番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の37番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(30番委員の復席確認) 次に、利用権設定分の38番から40番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の38番から40番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の38番から40番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の41番から16ページ43番までは、新規就農者1名に関する案件であり、営農状況等の調査を事務局で行っておりますので、その報告を求めます。 それでは、番号41番と43番の新規就農者について、委員さんに依

頼する期間がとれなかったため、事務局で調査を行いましたので、報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

11月14日、41番、43番の借人につきまして、事務局で新規就農者の調査を行いました。

申請人は、以前は、市外で仕事をしていたが、兄が農業をしていたこともあり、4年程前から一緒に農業をしていましたが、今回自分で経営していくため、農地を借り受けることにしました。

農機具等は兄の所有するものを使用し、栽培技術・農機具等の操作については、兄のところで4年間農業をしているため問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に本人のみです。

現在は、オクラとスナップエンドウを作っていますが、今後はソラメも作っていきたいと考えているとのこと。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま事務局からの報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の41番から43番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分41番から43番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の41番から43番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、利用権設定分の44番から36ページ121番までは、一括審議いたします。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の44番から121番までは、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の44番から121番につ

小委員長

いては、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

11月10日の転用調査時に、私と、21番、27番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から7番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から4番は売買、5番は贈与、6番と7番は交換による申請でございます。

5番の贈与は譲受人が長く賃借しており、譲渡人も県外在住で管理ができないため、贈与となったものです。

6番と7番は、それぞれが今回譲受ける農地を長く耕作しているため、交換するとのことでした。

申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから21ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、25番委員の退席を求めます。

(25番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

委員
議長

よって、議案第2号のうち、1番については原案のとおり承認することに決定いたします。

(25番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち、2番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、17番委員の退席を求めます。

(17番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、2番については原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち、3番から38ページ7番までをご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

6番と7番について、交換とのことですが面積にだいぶ差があるようですが、何か理由があるのですか。

小委員長

これについては、他にも交換する農地があるようですが名義変更が不可能に近い土地のようで、それを入れると同じくらいの面積になるようです。

8番委員
議長
委員
議長

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、3番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、3番から7番については原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地

小委員長

調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、事業目的は、農業用倉庫です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ1.8km行った農用地区域内農地で、東は公衆用道路、西は畑及び農道、南は畑、北は農道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおり、既存施設に近い申請地に、農機具等を保管するための農業用倉庫を整備する計画であります。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、事業目的は、堆肥舎及び農業用倉庫、農機置き場、通路です。

本案件は、令和2年7月27日開催の第25回農業委員会議案第3号2番で申請があり、用途区分変更の承認を受け、許可相当の意見を市へ回答していた案件です。その後、農業用施設用地の面積を変更することとなったことから、今回、改めて申請があったものです。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ190m行った農用地区域内農地で、東は里道、それ以外は農道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおりますが、既存施設に近い自己所有の申請地に、堆肥舎及び農業用倉庫を建築するもので、既に着工していたことから、今回、始末書が添付されております。

申請地は自己の経営農地の一部であり、周辺農地に与える影響は軽微なもので、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、本案件は同時に4条の申請がなされ、本日議案第4号にてご審議いただくこととなっております。

以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと

議長

判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号のうち、用途区分変更申出の1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、5番委員の退席を求めます。

(5番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号のうち、用途区分変更申出の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち用途区分変更申出の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(5番委員の復席確認)

次に、議案第3号のうち、用途区分変更申出の2番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号のうち、用途区分変更申出の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち用途区分変更申出の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更(除外)申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、事業目的は一般住宅です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ445m行った農用地区域内農地

で、東は公衆用道路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、事業目的は駐車場です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ340m行った農用地区域内農地で、東と北は田、西は里道、南は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

事業計画者は、土木建築や不動産業を行う法人の会社役員で、申請地近隣にある複数の自動車会社が車両の駐車スペース確保に苦慮していると知り、需要が見込めることから、今回、申請地を取得し、駐車場を整備する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号除外申出についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号の一部計画変更除外申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の一部計画変更除外申出については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

小委員長

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、牛舎です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ300m行った農地で、東は公衆用道路、西は田及び公衆用道路、南は5条申請地、北は田に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおりますが、今回経営の規模拡大を図るため、既存牛舎に隣接する申請地及び父が所有する農地を一体利用し、牛舎1棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。申請地は既存施設に近く、汚水処理等にも配慮することから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、堆肥舎及び農業用倉庫、農機置き場、通路です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ190m行った農用地区域内農地で、東は里道、それ以外は農道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおりますが、既存施設に近い自己所有の申請地に、堆肥舎及び農業用倉庫を建築するもので、既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

	す。
	それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請のうち、1番について、ご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定により、18番委員の退席を求めます。
	(18番委員の退席確認)
	ご質疑、意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号のうち、1番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請のうち、1番については原案のとおり承認することに決定いたします。
	(18番委員の復席確認)
	次に、議案第4号の2番について、ご審議願います。
	ご質疑、意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請のうち、2番については原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。
	資料の27ページをお開きください。
	申請地は、 から北西へ41.5m行った農地で、東と南は畑、西は市道、北は宅地に接しています。
	農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定

められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのままで27ページになります。

申請地は、 から西へ390m行った農地で、西は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、貸家です。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、 から西へ190m行った農地で、東は国道、西は宅地及び畑、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、高齢の父が耕作できなくなった農地を有効利用するために、今回、父が所有する申請地を賃貸借し、貸家2棟を建築する計画です。

土地の形状については40cmほど盛土し、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ190m行った農地で、東は畑、西は宅地、南は宅地及び畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在親と同居しておりますが、今回、父が所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ380m行った農地で、東は市道、西は池沼、南と北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回、おじが所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については50cmほど盛土し、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、プロパン庫です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ420m行った農地で、東は雑種地、西は水路、南は田、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、県内を中心にプロパンガスの販売等を行う法人で、今回、申請地を賃貸借し、プロパン庫を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ340m行った農地で、東は宅地、西は里道、南は5条許可地、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木建築や不動産業を行う法人の会社役員で、申請地近隣にある複数の自動車会社が、車両の駐車スペース確保に苦慮していると知り、需要が見込めることから、今回、申請地を取得し、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については90cmほど盛土し、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ250m行った農地で、東と西は雑種地、南は市道、北は雑種地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、換地後の面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていることから、今回理由書が提出されております。

申請地は土地区画整理事業地内であり、申請地を分筆し、農地として残しても有効利用が見込めないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

次に番号9番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ200m行った農地で、東は宅地

及び雑種地、西は市道、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、印刷業を営む会社の代表であり、申請地を取得し、自己が経営する印刷会社への貸駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま33ページになります。

申請地は、[REDACTED]から北東へ225m行った農地で、東は市道、西は宅地及び畑、南は公衆用道路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であり、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号11番ですが、転用目的は、牛舎です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ300m行った農地で、東は畑、西は宅地及び公衆用道路、南は宅地、北は4条申請地に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおりますが、今回、経営の規模拡大を図るため、既存牛舎に隣接しており、父が所有する申請地を使用貸借し、自己所有農地と一体利用し、牛舎1棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。申請地は既存施設に近く、汚水処理等にも配慮することから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

議長	以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは議案第5号のうち、1番から44ページ10番についてご審議願います。
8番委員	ご質疑、意見はございませんか。 7番は駐車場とのことですが、転用後は宅地にするようなことは感じられませんでしたか。
小委員長	現地は湿地帯で1年中水がたまっているような状況であり、耕作放棄されて何十年となるような場所ですので、このままにするよりは有効利用がされるものでやむを得ないと思います。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
6番委員	8番ですが、面積が669㎡で、面積要件を超えているがやむを得ないとのことですが、超える面積は何㎡までがやむを得ないことになるのですか。
小委員長	備考欄にあるとおり、土地区画整理地内の土地で、実測面積は511㎡になります。議案書は登記面積で記載されておりますので、実際は11㎡だけ超えていることになります。
6番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号のうち、1番から10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号のうち、1番から10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号のうち、11番を議題といたします。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定により、18番委員の退席を求めます。
	(18番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号のうち、11番については、原案のとおり承認することに

委員
議長

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号のうち、11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農地法第4条の規定による届出についてを議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ170m行った農用地区域内農地で、四方全て畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、令和2年1月28日付けで、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

計画概要につきましては、721㎡のうち65㎡を農業用施設用地として利用する計画ですが、既に着工し倉庫として利用していることから、今回始末書が添付されております。

現況からも周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長による報告のとおりでございます。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

6番委員
小委員長

今回の申請は建て替えのためですか。

建て替えではなく、建物はそのまま用途区分変更後の転用申請になります。現地は基礎もなく簡易的な倉庫でありましたが、本人からの申請により許可を得ようとするものです。

6番委員

分かりました。

議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はありませんか。 「なし」の声あり。 議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号農地法第4条の規定による届出については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の46ページをお開きください。 議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出9件、貸付申出1件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下につきましては、お目通しください。 また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の35ページ以降に掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は49ページになります。 今月は、買受申出3件、借受申出3件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） なお、6番は■■■■在住ですが、来年4月に帰省し農業を始めるため、農地を借りたいとのことです。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の46ページをお開きください。 番号1は33番委員と13番委員。 番号2は33番委員と13番委員。 番号3は13番委員と33番委員。

番号4は23番委員と4番委員。
番号5は23番委員と4番委員。
番号6は18番委員と27番委員。
番号7は27番委員と8番委員と18番委員。
番号8は34番委員と14番委員。
番号9は32番委員と2番委員と21番委員。
番号10は23番委員と4番委員。
引き続き、買受・借受希望について申し上げます。
番号1は33番委員と13番委員。
番号2は37番委員と17番委員。
番号3は22番委員と3番委員。
番号4は37番委員と17番委員。
番号5は31番委員と11番委員。
番号6は35番委員と15番委員。
以上、事務局案として提案いたします。
皆様のご審議をお願いいたします。

なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した委員のいずれかに配布しておりますので、協力してあっせん活動を行ってください。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第7号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は50ページから52ページになります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

	その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、39筆2万592㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第8号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	本日の議題は、これで終了いたしました。
	ほかにございませんか。
23番委員	農用地利用集積計画の賃貸借のことですが、36番の備考欄に1年更新とありますが、経営基盤強化促進法による法定更新は無いので、この文言は不適切ではないかと思います。
事務局	この記載は、1年毎に再設定をするものについて記載しています。
23番委員	このような記載ですと、1年毎に自動更新されるものと捉えられるので記載方法を再考したほうが良いと思います。
事務局	この備考欄の記載については削除をお願いします。10ページの20番も同様ですので削除をお願いします。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。53ページをご覧ください。
	その他（議案書53ページを参照して説明）

議長
委員
議長

事務局

1. 一時使用届出について

2. 11月の行事報告

3. 12月の行事予定等

4. その他

(1) 地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について

(2) あっせん事業及び経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について

ほかにございますか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第29回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時40分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員6番委員

議事録署名委員10番委員